

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第2条2(3) 略 <u>3 施設(建物)が自己所有ではなく、賃貸物件の整備は交付対象外となる。 ただし、厚生労働省及びこども家庭庁が認める整備についてはこの限りでは ない。</u> 第3条～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。 2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。 3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。 4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。 5 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。 6 この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。 7 この要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。 8 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。 9 この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。 10 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。 11 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。 12 この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。 13 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。	○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第2条2(3) 略 (新設) 第3条～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。 2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。 3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。 4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。 5 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。 6 この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。 7 この要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。 8 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。 9 この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。 10 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。 11 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。 12 この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。 13 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。 14 この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

- 14 この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。
- 15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 16 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 17 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 18 この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。
- 19 この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。
- 20 この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。
- 21 この要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

- 15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 16 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 17 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 18 この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。
- 19 この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。
- 20 この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

改正後				改正前			
別表3				別表3			
1事業(1施設)当たりの補助基準単価				1事業(1施設)当たりの補助基準単価			
			(単位:円)				(単位:円)
事業(施設)の種類			補助基準額	事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	64,500.000	生活介護	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	61,700.000
自立訓練		21人 ~ 40人	130,200.000	自立訓練		21人 ~ 40人	124,400.000
就労移行支援		41人 ~ 60人	217,500.000	就労移行支援		41人 ~ 60人	207,800.000
就労継続支援		61人 ~ 80人	305,500.000	就労継続支援		61人 ~ 80人	291,900.000
		81人 ~ 100人	393,700.000			81人 ~ 100人	376,100.000
		101人 ~ 120人	480,800.000			101人 ~ 120人	459,300.000
		121人以上	569,100.000			121人以上	543,600.000
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	52,000.000		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	49,700.000
		21人 ~ 40人	105,000.000			21人 ~ 40人	100,400.000
		41人 ~ 60人	175,800.000			41人 ~ 60人	167,900.000
		61人 ~ 80人	247,700.000			61人 ~ 80人	236,600.000
		81人 ~ 100人	318,200.000			81人 ~ 100人	303,900.000
		101人 ~ 120人	390,000.000			101人 ~ 120人	372,600.000
		121人以上	460,800.000			121人以上	440,100.000
	就労・訓練事業等整備加算		49,800.000		就労・訓練事業等整備加算		47,600.000
	大規模生産設備等整備加算		164,100.000		大規模生産設備等整備加算		156,800.000
	短期入所整備加算		13,500.000		短期入所整備加算		12,900.000
	発達障害者支援センター整備加算		15,700.000		発達障害者支援センター整備加算		15,000.000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,100.000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		10,600.000
	居宅介護整備加算		7,470.000		居宅介護整備加算		7,140.000
	避難スペース整備加算		43,200.000		避難スペース整備加算		41,400.000
療養介護	本体	利用定員 20人 以下	117,600.000	療養介護	本体	利用定員 20人 以下	112,300.000
		21人 ~ 40人	236,200.000			21人 ~ 40人	225,600.000
		41人 ~ 60人	393,600.000			41人 ~ 60人	376,000.000
		61人 ~ 80人	554,100.000			61人 ~ 80人	529,200.000
		81人 ~ 100人	713,000.000			81人 ~ 100人	681,000.000
		101人 ~ 120人	871,700.000			101人 ~ 120人	832,600.000
		121人以上	1,030,600.000			121人以上	984,400.000
	就労・訓練事業等整備加算		49,800.000		就労・訓練事業等整備加算		47,600.000
	大規模生産設備等整備加算		164,100.000		大規模生産設備等整備加算		156,800.000
	短期入所整備加算		13,500.000		短期入所整備加算		12,900.000
	発達障害者支援センター整備加算		15,700.000		発達障害者支援センター整備加算		15,000.000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,100.000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		10,600.000
	居宅介護整備加算		7,470.000		居宅介護整備加算		7,140.000
	避難スペース整備加算		43,200.000		避難スペース整備加算		41,400.000

改正後					改正前						
共同生活援助	本体	定員4人～10人		30,600,000	共同生活援助	本体	定員4人～10人		29,300,000		
		短期入所整備加算		13,500,000			短期入所整備加算		12,900,000		
		エレベーター等設置整備加算		2,430,000			エレベーター等設置整備加算		2,320,000		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			10,600,000			
	居宅介護整備加算			7,470,000	居宅介護整備加算			7,140,000			
	避難スペース整備加算			43,200,000	避難スペース整備加算			41,400,000			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	123,508,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	117,964,000		
			標準	117,628,000				標準	112,348,000		
		21人 ～ 40人	都市部	248,044,000			21人 ～ 40人	都市部	236,908,000		
			標準	236,233,000				標準	225,628,000		
		41人 ～ 60人	都市部	413,536,000			41人 ～ 60人	都市部	394,971,000		
			標準	393,844,000				標準	376,164,000		
		61人 ～ 80人	都市部	581,971,000			61人 ～ 80人	都市部	555,846,000		
			標準	554,259,000				標準	529,378,000		
		81人 ～ 100人	都市部	748,870,000			81人 ～ 100人	都市部	715,254,000		
			標準	713,211,000				標準	681,195,000		
		101人 ～ 120人	都市部	915,513,000			101人 ～ 120人	都市部	874,416,000		
			標準	871,918,000				標準	832,777,000		
		121人以上	都市部	1,082,286,000			121人以上	都市部	1,033,701,000		
			標準	1,030,749,000				標準	984,478,000		
		訓練事業等整備加算		都市部			52,347,000	訓練事業等整備加算		都市部	49,998,000
				標準			49,855,000			標準	47,617,000
		大規模訓練設備等整備加算		都市部			172,402,000	大規模訓練設備等整備加算		都市部	164,662,000
				標準			164,193,000			標準	156,822,000
	短期入所整備加算		都市部	14,206,000		短期入所整備加算		都市部	13,567,000		
			標準	13,530,000				標準	12,922,000		
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	16,510,000		発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,768,000		
			標準	15,724,000				標準	15,018,000		
	障害児相談支援整備加算		都市部	11,799,000		障害児相談支援整備加算		都市部	11,269,000		
			標準	11,238,000				標準	10,734,000		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,857,000		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,504,000		
			標準	7,483,000				標準	7,147,000		
	小規模グループケア整備加算		都市部	25,341,000		小規模グループケア整備加算		都市部	24,202,000		
			標準	24,135,000				標準	23,050,000		
	避難スペース整備加算		都市部	45,562,000		避難スペース整備加算		都市部	43,518,000		
			標準	43,393,000				標準	41,446,000		

改正後					改正前												
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等サービス事業所	本体	利用定員	20人 以下	都市部	67,962,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等サービス事業所	本体	利用定員	20人 以下	都市部	64,909,000						
				標準	64,726,000					標準	61,819,000						
		21人 ~ 40人	都市部	136,819,000					21人 ~ 40人	都市部	130,678,000						
			標準	130,305,000						標準	124,456,000						
		41人 ~ 60人	都市部	228,460,000					41人 ~ 60人	都市部	218,206,000						
			標準	217,582,000						標準	207,816,000						
		61人 ~ 80人	都市部	320,998,000					61人 ~ 80人	都市部	306,589,000						
			標準	305,713,000						標準	291,990,000						
		81人 ~ 100人	都市部	413,536,000					81人 ~ 100人	都市部	394,971,000						
			標準	393,844,000						標準	376,164,000						
		101人 ~ 120人	都市部	504,921,000					101人 ~ 120人	都市部	482,254,000						
			標準	480,877,000						標準	459,291,000						
		121人以上	都市部	597,714,000					121人以上	都市部	570,882,000						
			標準	569,251,000						標準	543,697,000						
		訓練事業等整備加算							都市部	52,345,000	訓練事業等整備加算				都市部	49,996,000	
									標準	49,854,000					標準	47,616,000	
		大規模訓練設備等整備加算							都市部	172,402,000	大規模訓練設備等整備加算				都市部	164,662,000	
									標準	164,193,000					標準	156,822,000	
		短期入所整備加算							都市部	14,206,000	短期入所整備加算				都市部	13,569,000	
									標準	13,530,000					標準	12,922,000	
		発達障害者支援センター整備加算							都市部	16,510,000	発達障害者支援センター整備加算				都市部	15,768,000	
									標準	15,724,000					標準	15,018,000	
		障害児相談支援整備加算							都市部	11,799,000	障害児相談支援整備加算				都市部	11,269,000	
									標準	11,238,000					標準	10,734,000	
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算							都市部	7,857,000	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算				都市部	7,504,000	
									標準	7,483,000					標準	7,147,000	
避難スペース整備加算				都市部		45,562,000	避難スペース整備加算				都市部	43,518,000					
				標準		43,393,000					標準	41,446,000					
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		別表1のうち児童福祉法に基づく施設			都市部	34,044,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)		別表1のうち児童福祉法に基づく施設			都市部	32,515,000				
					標準	32,424,000						標準	30,967,000				
		別表1のうち上記以外の施設			32,300,000			別表1のうち上記以外の施設			30,900,000						
短期入所(短期入所のみの整備の場合)					16,300,000	短期入所(短期入所のみの整備の場合)					15,600,000						
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)					11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)					10,600,000						
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)				都市部	11,799,000	障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)				都市部	11,269,000						
				標準	11,238,000					標準	10,734,000						
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)					7,470,000	居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)					7,140,000						
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)				都市部	7,857,000	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)				都市部	7,504,000						
				標準	7,483,000					標準	7,147,000						

改正後

避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	45,562,000
		標準	43,393,000
	別表1のうち上記以外の施設		43,200,000
補装具製作施設			16,300,000
盲導犬訓練施設			203,500,000
点字図書館			55,800,000
聴覚障害者情報提供施設			75,400,000

備考

1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所における交付額の算定方法については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」(令和5年8月22日付こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づく。

改正前

避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	43,518,000
		標準	41,446,000
	別表1のうち上記以外の施設		41,400,000
補装具製作施設			15,600,000
盲導犬訓練施設			194,400,000
点字図書館			53,400,000
聴覚障害者情報提供施設			72,000,000

備考

1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。